

広島県呉市

報道発表資料



令和8年1月8日

総務部総務課

0823-25-3285

市外在住の個人から提出された損害賠償請求事件の訴状について

令和7年12月8日付けで市外在住の個人を原告とし、呉市を被告とする訴状が広島地方裁判所に提出され、令和8年1月5日、同裁判所から、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の送達を受けました。

(訴状の趣旨等)

令和6年8月30日、被告は、原告に係る行政不服審査の答申書PDFを、原告の氏名を黒塗りしないまま総務省の行政不服審査データベースに登録し、誰でも閲覧可能な状態に置いた。

本件個人情報漏えいは、原告の社会的評価に重大な影響を及ぼしうるもので、被告の安全管理義務違反による不法行為である。

これらのことにより、漏えいした原告の個人情報が不特定多数に閲覧され将来にわたり社会的評価や活動に影響を及ぼすおそれを総合的に考慮し、原告が受けた精神的苦痛を基に、160万円の慰謝料を請求するものである。

(今後の予定)

第1回口頭弁論期日 令和8年2月9日（月）